

◎三股町過疎地域定住促進奨励金のご案内

この奨励金において、過疎地域とは梶山小学校区・長田小学校区・宮村小学校区のことをいう

1. 新築・購入奨励金

- ①夫婦の年齢合計が満100歳までの方(父子・母子・その他の世帯では、世帯主の年齢が満50歳までの方)
 - ②過疎地域以外の地域(町外を含む)から、過疎地域に引っ越した方
※ただしそれまで2年以上継続して過疎地域以外に居住していた方に限ります
 - ③(引っ越してから1年以内に)70㎡以上の住宅を建築または購入された方
- 以上3つの要件のいずれにも該当する方に、次のとおり3年をかけて交付します。

	交付総額	うち1年目	2年目	3年目	備考
小学生以下を扶養している場合	80万円	40万円	30万円	10万円	2年目・3年目にも手続きが必要です。あらためて役場から通知します。
上記以外の場合	40万円	20万円	10万円	10万円	※扶養の有無は初回申請時点で判断します。

※引っ越してから6カ月を経過しなければ申請できません。

※申請受付期間は、申請できるようになってから6カ月間です。

2. 転入・転居奨励金

- ①過疎地域以外の地域(町外を含む)から、過疎地域の家屋(公営住宅、民間借屋等を含む)に引っ越した方
※ただしそれまで2年以上継続して過疎地域以外に居住していた方に限ります
 - ②小学生以下を扶養している方
- 以上2つの要件のいずれにも該当する方に、次のとおり3年をかけて交付します。

小学生以下の扶養人数	交付総額	うち1年目	2年目	3年目	備考
1人の場合	10万円	3万円	3万円	4万円	2年目・3年目にも手続きが必要です。あらためて役場から通知します。 ※扶養の人数は初回申請時点で判断します。
2人の場合	15万円	5万円	5万円	5万円	
3人以上の場合	20万円	6万円	6万円	8万円	

※引っ越してから6カ月を経過しなければ申請できません。

※申請受付期間は、申請できるようになってから6カ月間です。

3. 定住奨励金

- ①過疎地域から過疎地域へ転居した方、もしくはもともと過疎地域に住んでいる方で、70㎡以上の住宅を新築または購入した方
 - ②夫婦の年齢合計が満100歳までの方(父子・母子・その他の世帯では、世帯主の年齢が満50歳までの方)
 - ③小学生以下を扶養している方
- 以上3つの要件のいずれにも該当する方に、次のとおり3年をかけて交付します。

	交付総額	交付上限額	備考
1世帯につき	固定資産税相当額×3年	30万円 (10万円/年)	固定資産税の年税額を完納後に申請

※固定資産税を初めて課税された年度の3月末日から6カ月以内に申請してください。

4. 長田小学校区内保育園奨励金

- ①長田小学校区内にある保育園に乳幼児を入園させ、卒園後は長田小学校への入学を予定している保護者以上の要件に該当する方に、次のとおり年度ごとに交付します。

	交付総額	交付上限額	備考
乳幼児1人につき	保育園利用者負担額の2分の1	18万円/年 (1万5千円/月)	保育園利用者負担額の半年分を完納後に申請 年2回交付

注意

※1、2、3の奨励金について、重複して交付を受けることはできません。

※税等の滞納がある場合は、申請できません。

※入居後は、自治公民館組織（支部）へ加入してください。

※農業集落排水が使用できる地域・公共下水道接続可能地域については、接続していることが必要です。

【申請時に必要な書類】

1. 新築・購入奨励金、3. 定住奨励金

①家屋新築及び購入奨励金申請書	配布	自筆記入
②住民票謄本	既定	町民保健課戸籍住民係 300円
③町民税等完納誓約書	配布	自筆記入
④滞納のない証明書	既定	※世帯全員分（就学中の方は除く） 【町内からの異動者】 税務財政課 1人につき 300円 【町外からの異動者】 以前お住まいの市区町村納税担当課にお問い合わせください
⑤農業集落排水設備接続証明書	配布	環境水道課 ※梶山・寺柱・小鷺巣地区
⑥支部加入証明書	配布	自治公民館長と支部長から証明を受けること
⑦新築家屋工事請負契約書		現物をご持参ください
⑧家屋購入契約書		現物をご持参ください
⑨家屋の平面図		現物をご持参ください
⑩家屋の登記事項証明書（登記簿謄本）		現物をご持参ください
⑪家屋の位置図等		契約書等に添付されていればご持参ください
⑫名寄せ		3のみ必要 税務財政課 300円
⑬納税証明書		3のみ必要 税務財政課 300円

2. 転入・転居奨励金

①転入・転居児童奨励金交付申請書	配布	自筆記入
②住民票謄本	既定	町民保健課戸籍住民係 1世帯 300円
③町民税等完納誓約書	配布	自筆記入
④滞納のない証明書	既定	※世帯全員分（就学中の方は除く） 【町内からの異動者】 税務財政課 1人につき 300円 【町外からの異動者】 以前お住まいの市区町村納税担当課にお問い合わせください
⑤住宅使用料完納誓約書	配布	自筆記入
⑥町営住宅使用料完納証明書	既定	都市整備課建築係 1世帯 300円
⑦支部加入証明書	配布	自治公民館長と支部長から証明を受けること

お問い合わせ／企画商工課 企画政策係 TEL（直）52-1114、（代）52-1111